

質問2および3について

意見：企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」第53項と同様に、工期（履行義務の提供期間）がごく短いものについては、一定の期間にわたり充足される履行義務としての性格が乏しいため、一時点で充足される履行義務と同様に扱うことができる旨を明記するよう求めるべきである。

理由：国際会計基準審議会（IASB）の再公開草案では、一定の期間にわたり充足される履行義務に分類された履行義務は、当該履行義務の提供期間に関わらず、進行基準にて収益を認識するよう要求している。

しかし、企業会計基準第15号第53項で明示されているように、履行義務の提供期間がごく短いものについて、進行基準で収益を認識する必然性は乏しい。また、財務諸表の作成者や利用者にとっても、進行基準にて収益を認識するメリットよりも、実務負担によるデメリットの方が大きいと考えられる。

IASBの再公開草案が対象とする取引の範囲が工事契約に限定されないため、現状多くが完了基準を採用していると考えられる、陸上運送事業、旅行業、海上運送事業（コンテナ船除く）等についても、基準上は進行基準にて収益を計上しなければならない可能性がある。

上記のような完了基準で収益を認識している業務については、履行義務の提供期間が比較的短期間であり、会計期間末時点における未完了の履行義務に係る収益に重要性がないため、現状においては進行基準を採用せず、完了基準にて収益認識を行っていると思われる。また、多くの企業にとって、完了基準から進行基準への収益認識の変更は、システム投資等を伴うものとなる恐れがあり、実務上の負担も大きいと考えられる。

このため、工期のごく短い工事契約を含め、これらの業務のように履行義務の提供期間がごく短いものについては、一時点で充足される履行義務と同様に扱うことができる旨を明記するよう、IASBに要求する必要があると思われる。